

## 金融商品取引監視委員会設置法案要綱

### 一 目的

この法律は、金融商品取引監視委員会の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とすること。

(第1条関係)

### 二 設置

内閣府設置法第49条第3項の規定に基づいて、内閣府の外局として、金融商品取引監視委員会を設置するものとする。

(第2条関係)

### 三 任務

金融商品取引監視委員会は、証券取引、金融先物取引その他これらに類似する取引(以下「金融商品取引」という。)の公正を確保し、有価証券の投資者及びこれに準ずる者の保護を図るとともに、有価証券の流通等の円滑を図ることを任務とするものとする。

(第3条関係)

### 四 所掌事務

金融商品取引監視委員会は、三の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

#### 1 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。

- イ 証券業を営む者
- ロ 有価証券債務引受業を営む者
- ハ 証券金融会社
- ニ 投資信託委託業者
- ホ 投資法人
- ヘ 有価証券市場を開設する者
- ト 証券取引所持株会社
- チ 証券業協会

- リ 投資顧問業（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第2条第2項に規定する投資顧問業をいう。）を営む者
  - ヌ 金融先物取引業を行う者
  - ル 金融先物債務引受業を行う者
  - ヲ 金融先物市場を開設する者
  - ワ 金融先物取引所持株会社
  - カ 信託受益権販売業を営む者
  - ヨ 抵当証券業を営む者
  - タ 抵当証券保管機構
  - レ 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に関する法律第2条第3項、第208条第1項及び第224条に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。）
  - ソ 商品投資販売業を営む者
  - ツ 商品投資顧問業（商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第7項に規定する商品投資顧問業をいう。）を営む者
  - ネ 不動産特定共同事業を営む者
  - ナ 商品取引受託業務を営む者
  - ラ 商品取引債務引受業を営む者
  - ム 商品市場を開設する者
  - ウ 商品先物取引協会
  - ヰ 海外商品取引業者（海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律第2条第5項に規定する海外商品取引業者をいう。）
- 2 投資者保護基金の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
  - 3 投資者保護基金による返還資金融資に係る適格性の認定を行うこと。
  - 4 委託者保護基金の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
  - 5 委託者保護基金による返還資金融資に係る適格性の認定を行うこと。
  - 6 証券取引法第2章から第2章の4までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。
  - 7 公認会計士及び監査法人に関すること。
  - 8 株式、社債その他の有価証券の保管、振替及び登録に関する業務の適正な運営の確保に関すること。

- 9 金融商品取引に係る知識の普及に関すること。
- 10 証券取引法の規定による課徴金に関すること。
- 11 金融商品取引に係る犯則事件の調査に関すること。
- 12 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第5章の規定に基づいて、届出及び通知を受けた事項並びに提供を受けた情報の整理及び分析並びに疑わしい取引に関する情報の提供を行うこと。
- 13 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 14 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
- 15 1から14までに掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき金融商品取引監視委員会に属させられた事務

（第4条関係）

## 五 職権の行使

金融商品取引監視委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行うものとする。

（第5条関係）

## 六 組織

- 1 金融商品取引監視委員会は、委員長及び委員4人をもって組織するものとする。
- 2 委員長は、会務を総理し、金融商品取引監視委員会を代表するものとする。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理するものとする。

（第6条関係）

## 七 委員長及び委員の任命

- 1 委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとする。
- 2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、1にかかわらず、委員長又は委員を任命することが

できるものとする。

- 3 2の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならないものとする。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならないものとする。

(第7条関係)

#### 八 委員長及び委員の任期

- 1 委員長及び委員の任期は、3年とするものとする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とするものとする。
- 2 委員長及び委員は、再任されることができるものとする。
- 3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(第8条関係)

#### 九 委員長及び委員の身分保障

委員長及び委員は、金融商品取引監視委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがないものとする。

(第9条関係)

#### 十 委員長及び委員の罷免

内閣総理大臣は、委員長又は委員が九に該当する場合は、その委員長又は委員を罷免しなければならないものとする。

(第10条関係)

#### 十一 委員長及び委員の服務等

- 1 委員長及び委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならないものとする。その職を退いた後も同様とするものとする。
- 2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならないものとする。
- 3 委員長及び委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、

報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならないものとする。

(第11条関係)

## 十二 委員長及び委員の給与

委員長及び委員の給与は、別に法律で定めるものとする。

(第12条関係)

## 十三 会議

- 1 金融商品取引監視委員会は、委員長が招集するものとする。
- 2 金融商品取引監視委員会は、委員長及び2人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができないものとする。
- 3 金融商品取引監視委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。
- 4 委員長に事故がある場合の2の適用については、六の3の委員は、委員長とみなすものとする。

(第13条関係)

## 十四 規則の制定

金融商品取引監視委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、金融商品取引監視委員会規則を制定することができるものとする。

(第14条関係)

## 十五 建議

金融商品取引監視委員会は、必要があると認めるときは、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができるものとする。

(第15条関係)

## 十六 関係行政機関との協力

- 1 金融商品取引監視委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると

認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができるものとする。

- 2 金融商品取引監視委員会及び証券等関連業者（金融商品取引監視委員会の所掌に係る事業に類似し、又は密接に関連する事業を営む者をいう。）に対する検査を所掌する行政機関の長は、効率的な検査の実施のため、意見の交換を図るとともに、それぞれの求めに応じ、それぞれの職員に協力させることができるものとする。

（第 16 条関係）

## 十七 公表

金融商品取引監視委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならないものとする。

（第 17 条関係）

## 十八 事務局

- 1 金融商品取引監視委員会の事務を処理させるため、金融商品取引監視委員会に事務局を置くものとする。
- 2 証券取引法の規定による課徴金に係る事件についての審判手続（審決を除く。）の全部又は一部を行わせるため、事務局に審判官を置くものとする。
- 3 審判官の定数は、政令で定めるものとする。
- 4 審判官は、事務局の職員のうちから、審判手続を行うについて必要な法律及び金融に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができるものと認められる者について、金融商品取引監視委員会が定めるものとする。
- 5 2 から 4 までのほか、事務局の内部組織は、金融商品取引監視委員会規則で定めるものとする。

（第 18 条関係）

## 十九 地方事務所

金融商品取引監視委員会の事務局の地方機関として、所要の地に地方事務所を置くものとする。

（第 19 条関係）

## 二十 公認会計士・監査審査会

別に法律で定めるところにより金融商品取引監視委員会に置かれる審議会等は、公認会計士・監査審査会とするものとする。 (第20条関係)

## 二十一 施行期日等

- 1 この法律は、附則の一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。  
(附則第1条関係)
- 2 この法律の施行に伴う関係法律の整備については、別に法律で定めるものとする。  
(附則第4条関係)
- 3 その他所要の規定を設けること。